

## 1 事業名

所沢市印鑑条例の一部改正

## 2 事業の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、印鑑登録の資格要件を見直すため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の制定を踏まえ、他の自治体においても、同様の条例改正が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第25号 所沢市印鑑条例の一部を改正する条例

(登録資格)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 略

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

(登録資格)

第3条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 略

(2) 成年被後見人